

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

ページ

教育委員会規則

- 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(九・教育庁総務課)…………… 1
- 秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(一〇・教育庁総務課)…………… 1
- 秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(一一・教育庁総務課)…………… 2
- 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限移譲対象事務の範囲を定める規則(一二・教育庁総務課)…………… 2
- 秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則(一三・教育庁総務課)…………… 3
- 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(一四・教育庁総務課)…………… 3
- 秋田県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則(一五・教育庁総務課)…………… 6
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一六・教育庁総務課)…………… 6

教育委員会訓令

- 秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令(一・教育庁総務課)…………… 8
- 秋田県教育庁等許認可等事務処理日数規程の一部を改正する訓令(二・教育庁総務課)…………… 8
- 秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令(三・教育庁総務課)…………… 10
- 秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令(四・教育庁総務課)…………… 12

教育委員会告示

- 口頭により開示請求をすることができる個人情報の変更(一〇・教育庁総務課)…………… 12

課)

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

秋田県教育委員会規則第九号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十条第十号中「競技力向上」を「競技力の向上」に改め、同条中同号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同条第二号中「及び安全管理」を削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 学校、通学路等における児童生徒の安全の確保に関すること。

第十条第一号の次に次の一号を加える。

二 学校における食育の推進に関すること。

第二十七条の二に次の一号を加える。

三 社会体育及びスポーツ・レクリエーション関係団体に対する指導及び助言に関すること。

第三十条第三項の表第四号中「生涯学習センター」を「生涯学習センター 近代美術館」に改

め、同表中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二	スポーツ主事	スポーツ科学センター	競技力の向上及び社会体育に関する事務をつかさどる。
----	--------	------------	---------------------------

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会規則第十号

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 条例第九条第一項の規定による公開請求書の提出は、前項の行政文書公開請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信することにより行うことができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

秋田県教育委員会規則第十一号

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十三年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とし、第五条を第三条とし、第六条から第七条までを削り、第八条を第四条とし、第九条を第五条とし、第十条を第六条とする。

第十一条第二項中「第四条第一項第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条を第七条とし、第十二条を第八条とする。

第十三条から第十七条までを削り、第十八条を第九条とし、本則に次の一条を加える。

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に關し必要な事項は、教育長が別に定める。
様式第一号から様式第十八号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限移譲対象事務の範囲を定める規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

秋田県教育委員会規則第十二号

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限移譲対象事務の範囲を定める規則

市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)別表第七十二の三第一号の教育委員会規則で定める現状変更等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。次号において同じ。)で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- 二 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である秋田県指定史跡名勝天然記念物(秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第三十四条第一項に規定する県指定史跡名勝天然記念物をいう。第四号において同じ。)に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域において行われるもの
- 三 工作物(建築物を除く。以下この号において同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕であつて、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの
- 四 秋田県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- 五 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- 六 木竹の伐採(秋田県指定名勝(秋田県文化財保護条例第三十四条第一項に規定する秋田県指定名勝をいう。)又は秋田県指定天然記念物(同項に規定する秋田県指定天然記念物をいう。次号において同じ。)の指定に係る木竹については、危険防止のために必要な伐採に限る。)
- 七 秋田県指定天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のために必要な捕

獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

秋田県教育委員会規則第十三号

秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則
秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

題名中「評定」を「評価」に改める。

第一条中「基く」を「基づく」に、「の行う」を「が行う同法第三十七条第一項に規定する」に改め、「という。」の下に「適正な勤務の評価による」を加え、「勤務評定」という。」を「勤務評価」という。」に改める。

第二条の見出しを「（勤務評価の対象職員）」に改め、同条第一項中「勤務評定」を「勤務評価」に、「臨時的任用の者及びその他県教育委員会教育長」を「臨時的任用職員その他の秋田県教育委員会教育長」に、「者を除き、すべて」を「職員以外」に改める。

第三条の見出し中「種類」を「勤務評価の種類」に改め、同条第一項を次のように改める。

勤務評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

第三条第二項中「定期評定は、毎年九月一日」を「定期評価は、教育長が別に定める期間内」に改め、同条第三項中「条件評定」を「条件評価」に改め、同条第四項中「臨時評定」を「臨時評価」に、「県教育委員会」を「秋田県教育委員会」に、「教育委員会」を「県教育委員会」に、「認めた」を「認める」に改める。

第四条の見出し中「実施」を「定期評価及び条件評価の実施」に改め、同条中「特別な事情」を、「特別な事情が」に、「定期評定又は条件評定」を「定期評価又は条件評価」に改める。

第五条の見出しを「（勤務評価の評価期間）」に改め、同条中「評価に当つて考慮する」を「勤務評価の対象とする」に、「評定期間」を「評価期間」に改める。

第六条の見出し中「評定」を「勤務評価」に改め、同条第一項を次のように改める。

勤務評価を行う者（以下この条において「評価者」という。）及び勤務評価の調整を行う者（以下この条において「調整者」という。）は、次の表の上欄に掲げる勤務評価を受ける者（以下「被評価者」という。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める者とする。

被 評 価 者	評 価 者	調 整 者
校長	市町村教育委員会教育長	
教頭、教諭、養護教諭、 栄養教諭、助教諭、養護 助教諭、講師、学校栄養 職員、事務職員	被評価者の所属する学校 の校長又は共同調理場の 長	市町村教育委員会教育長

第六条第二項中「評定者」を「評価者」に、「勤務評定書」によつて評定又は「勤務評価書」によつて勤務評価又は勤務評価」に、「その結果」を「当該勤務評価書」に改め、同条第三項中「勤務評定」を「勤務評価」に改め、「実施の日から三十日以内に」を削り、「教育委員会」を「県教育委員会」に改め、同条第四項を削る。

第七条の見出しを「（勤務評価書の効力等）」に改め、同条第一項中「勤務評定書は当該評定期間の職員」を「勤務評価書は、当該評価期間における被評価者」に改め、同条第二項中「勤務評定書に新たに報告書」を「勤務評価書は、新たな勤務評価による勤務評価書」に、「評定期間に引続く」を「評価期間に引き続く」に、「その職員」を「当該職員」に、「二年間を限りとする」を「二年を超えることができな」に改め、同条第三項中「勤務評定書」を「勤務評価書」に、「二年間」を「二年間これを」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

秋田県教育委員会規則第十四号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（平成元年秋田県教育委員会規則第十四号）の一部を次の

ように改正する。

第七条に次の一項を加える。

4 法別表第六の二の規定により栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、法別表第三の備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、別表第四に定めるところによる。

第八条中「別表第四」を「別表第五」に改める。

別表第一第四号中「附則第二十九項及び第三十項」を「附則第三十一項及び第三十二項」に改める。

別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四 法別表第六の二の規定により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法
(第七条関係)

栄養教諭の一種免許状の授与を受ける場合

九	八	七	六	五	四	三	在職年数	科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
五	九	一三	一七	二二	二七	三二	管理栄養士学校指定規則(昭和四十一年文部省・厚生省令第二号)別表第一に掲げる教育内容に係る	二	二	六	四〇
								二	二	六	三〇
								二	二	五	二〇
								二	二	四	一五
								二	二	三	一〇

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号 教育職員免許状再交付申請書 (第6条関係)

年 月 日

秋田県教育委員会 様

本 籍

現住所

氏 名

Ⓜ

年 月 日 生

教育職員免許状の再交付について (申請)

次のとおり免許状を紛失(破損)したので、再交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

なお、再交付を受けた上は保管に留意し、先に紛失した免許状を発見した場合は、直ちに返納することを約します。

免許状の授与を受けた時の氏名	
免許状の授与を受けた時の本籍地	

免許状番号	授与年月日	免許状の種類	教科	紛失(破損)した理由

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一第四号及び様式第十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

秋田県教育委員会規則第十五号

秋田県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

秋田県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名中「評定」を「評価」に改める。

第一条中「第四十条」を「第四十条第一項」に、「基く」を「基づく」に改め、「県立学校職員の」の下に「適正な勤務の評価による」を加え、「勤務評定」を「勤務評価」に改め、「いう。」の下に「について」を加える。

第二条の見出しを「（勤務評価の対象職員）」に改め、同条中「勤務評定」を「勤務評価」に、「臨時的任用の者及びその他」を「臨時的任用職員その他の」に、「者を除きすべて」を「職員以外」に改める。

第三条の見出し中「種類」を「勤務評価の種類」に改め、同条第一項を次のように改める。

勤務評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

第三条第二項中「定期評定は、毎年九月一日」を「定期評価は、教育長が別に定める期間内」に改め、同条第三項中「条件評定」を「条件評価」に改め、同条第四項中「臨時評定」を「臨時評価」に、「認めた」を「認める」に改め、「これを」を削る。

第四条の見出し中「実施」を「定期評価及び条件評価の実施」に改め、同条中「事情」を「事情が」に、「定期評定又は条件評定」を「定期評価又は条件評価」に改める。

第五条の見出しを「（勤務評価の評価期間）」に改め、同条中「評定に当つて考慮する」を「勤務評価の対象とする」に、「評定期間」を「評価期間」に改める。

第六条の見出し中「評定」を「勤務評価」に改め、同条第一項を次のように改める。

勤務評価を行う者（以下この条において「評価者」という。）及び勤務評価の調整を行う者（以下この条において「調整者」という。）は、次の表の上欄に掲げる勤務評価を受ける者（以下「被評価者」という。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める者とする。

被 評 価 者	評 価 者	調 整 者
校長	教育長	
校長以外の職員	被評価者の所属する学校の校長	教育長

第六条第二項中「評定者」を「評価者」に、「勤務評定書」を「勤務評価書」に改め、「行い、」の下に「当該勤務評価書」を加え、同条第三項を削る。

第七条の見出しを「（勤務評価書の効力等）」に改め、同条第一項中「勤務評定書は当該評定期間中の職員」を「勤務評価書は、当該評価期間における被評価者」に改め、同条第二項中「勤務評定書は、新たに勤務評定書」を「勤務評価書は、新たな勤務評価による勤務評価書」に、「評定期間に引続く」を「評価期間に引続く」に、「その職員」を「当該職員」に、「二年間を限りとする」を「二年を超えることができない」に改め、同条第三項中「勤務評定書は」を「勤務評価書は、」に改め、「二年間」の下に「これを」を加える。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

秋田県教育委員会規則第十六号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

本則（第一条を除く。）中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第一条中「（県立大学を除く。）」を削り、「実施機関（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成六年秋田県条例第一号。以下「条例」という。）第二条に規定する実施機関をいう。以下同じ。）」を「教育委員会」に改める。

第二条中「行ない」を「行い」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「条例第三条」を「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成六年秋田県条例第一号。以下「条例」という。）第二条」に改める。

第三条中「本条」を「この条」に改め、「各号」を削る。

第三条の二第二項中「代表者」を「代表者」に改める。

第七条中「よつて」を「よつて」に改める。

第九条中「行つた」を「行つた」に改める。

第十一条第一項中「各号」を削り、同項第二号中「あつた」を「あつた」に改め、同号（中「治つた」を「治つた」に改め、同号（中「あつた」を「あつた」に改め、同項第三号中「あつた」を「あつた」に、「あつた」を「あつた」に改め、同項第四号中「あつた」を「あつた」に改め、同号（中「なかつた」を「なかつた」に改める。

様式第一号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「当

たつた」や「当たつた」を改める。

様式第二号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「で

きなかつた」や「できなかつた」を「よつて」や「よつて」に改める。

様式第三号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「よ

つて」や「よつて」を改める。

様式第四号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「あ

つた」や「あつた」を改める。

様式第五号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「よ

つて」を「よつて」に改める。

様式第六号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「あ

つた」を「あつた」に改める。

様式第七号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「条

例第三条」や「条例第二条」を「行つた」や「行つた」に、「先立つて」や「

先立つて」を改める。

様式第八号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「あ

つた」や「あつた」を改める。

様式第九号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「あ

つた」や「あつた」を「あつては」や「あつては」に改める。

様式第十号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「あ

つた」や「あつた」を「なかつた」や「なかつた」に、「よつて」や「よつて」

を「なかつた」や「なかつた」に、「なかつた」や「なかつた」に改める。

様式第十一号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「条

例第三条」や「条例第二条」を「行つた」や「行つた」に、「先立つて」や「

先立つて」を改める。

様式第十二号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「あ

つた」や「あつた」を「なつた」や「なつた」に、「よつて」や「よつて」に

改める。

様式第十三号中 「（実施機関の長） 教育長様 や 「秋田県教育委員会 様」に「あ

つた」や「あつた」を「いなかつた」や「いなかつた」に改める。

様式第十四号中 「失つた」や「失つた」を「失つた」に、「教育委員会に」

「生涯学習センター(分館)の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、分館については、指定

別表第三十四号中 「1」 や 「 」 び 「生涯学習センター」 や

「生涯学習センター(分館)の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、分館については、指定

に改め、同表第三十五号中 「5」 や 「6」 び 「 」

「生涯学習センター」 や 「 」

に改め、同表第四十二号中 「入場料

等」 や 「使用料」に改め、同表第六十二号から第七十七号までを次のように改める。

「管理者」

62	秋田県立体育館条例	2		体育館の使用の許可	1	保健体育課 (管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者)	保健体育課 (管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者)	
63	”	6		体育館の使用料の減免	10	”	保健体育課	
64	秋田県立スケート場条例	2		スケート場の使用の許可	1	”	保健体育課 (管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者)	
65	”	6		スケート場の使用料の減免	10	”	保健体育課	
66	秋田県立野球場条例	2	1	野球場の使用の許可	1	”	保健体育課 (管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者)	
67	”	6		野球場の使用料の減免	10	”	保健体育課	
68	秋田県立運動広場条例	4	1	運動広場の使用の許可	1	”	保健体育課 (管理を指定管理者に行わせる場合に	

各 教 育 機 関

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁職員等服務規程（昭和二十八年秋田県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条並びに第二条第一項及び第三項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第四条中「出勤簿（様式第一号）」を「別に定める様式による出勤簿」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織（職員の服務の管理に関する事務を処理するためのもの）に限る。以下同じ。）を使用して当該事務を処理することとされる職員にあつては、この限りでない。

第五条中「一に」を「いずれかに」に、「欠勤届（様式第二号）により教育長」を「電子情報処理組織を使用して教育長が指定する電子計算機に備えられたファイルに所要の事項を記録する方法（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、又は別に定める様式による届出書を提出して所屬長」に、「により、」を「により」に改め、同条第一号中「職務に専念する義務の特例に関する条例」を「地方公務員法第五十五条第八項に規定する適法な交渉を行うための職務に専念する義務の免除（以下「職務免除」という。）又は職務に専念する義務の特例に関する条例」に改め、「職務に専念する義務の免除（以下「」及び「」という。）を削り、同条第二号中「同条例」を「勤務時間条例」に改め、同条に次の一号を加える。

八 地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業

第五条の二中「職員が、」を「職員が、」に、「病気休暇報告書（様式第三号）により」を「別に定める様式による報告書を提出して」に、「病気休暇の期間が終了し、」を「当該病気休暇の期間の終了により」に改める。

第六条中「職務免除承認申請書（様式第四号）を教育長に提出してその承認を受けなければ」を「電子情報処理組織を使用する方法により、又は別に定める様式による申請書を提出して教育長に申請しなければ」に、「により、」を「により」に、「承認を受ける」を「申請する」に、「承認を受けなければ」を「申請しなければ」に改める。

第六条の二中「ついで、」の下に「電子情報処理組織を使用して作成し、かつ、所要の事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の

用に供されるものをいう。以下同じ。）により、又は書面により別に定める様式による」を加え、「（様式第四号の二）」を削る。

第十二条中「除くほか」を「除き」に改め、「ときは、」の下に「その旨の」を、「ついで」の下に「別に定める様式による」を加え、「（様式第五号）」を削り、「引き継ぎ」を「引き継ぐとともに」に改め、「その旨を」の下に「別に定める様式による」を加え、「（様式第六号）により」を「提出して」に改める。

第十三条第一項中「職員は、」の下に「その旨の」を加え、同条第二項中「により、」を「により」に、「赴任できない」を「赴任することができない」に、「赴任延期承認申請書（様式第七号）」を「別に定める様式による申請書」に改める。

第十四条の見出しを「（履歴事項の異動）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「履歴事項異動届（様式第八号）」を「電子情報処理組織を使用する方法により、又は別に定める様式による届出書」に改め、「速やかに」の下に「これを」を加え、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削る。

第十六条中「出勤簿」を「別に定める様式による出勤簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）」に改める。

第十七条第一項中「営利企業等従事許可申請書（様式第九号）を教育長に提出し、その許可を受けなければ」を「あらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により、又は別に定める様式による申請書を提出して教育長に申請しなければ」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「辞めた」を「やめた」に、「営利企業等離職届（様式第十号）を教育長に提出しなければ」を「電子情報処理組織を使用する方法により、又は別に定める様式による届出書を提出して教育長に届け出なければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 所屬長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした職員が当該申請に係る営利企業等に従事することについての意見を電子情報処理組織を使用して電磁的記録に記録し、又は同項の申請書に記入しなければならない。

第十八条第一項中「兼職等承認申請書（様式第十一号）を教育長に提出し」を「あらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により、又は別に定める様式による申請書を提出して教育長に申請し」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「辞めた」を「やめた」に、「兼職等離職届（様式第十号）を」を「電子情報処理組織を使用する方法により、又は別に定める様式による届出書を提出して」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 所屬長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした職員が当該職を兼ね、又は当該事業若しくは事務に従事することについての意見を電子情報処理

組織を使用して電磁的記録に記録し、又は同項の申請書に記入しなければならない。

第十九条第一項中「団体等役員就任承認申請書(様式第十二号)を教育長に提出し」を「あらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により、又は別に定める様式による申請書を提出して教育長に申請し」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「辞めた」を「やめた」に、「団体等役員離職届(様式第十号)を」を「電子情報処理組織を使用する方法により、又は別に定める様式による届出書を提出して」に、「提出しなれば」を「届け出なければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2 所属長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした職員が当該申請に係る団体等の役職員の地位に就くことについての意見を電子情報処理組織を使用して電磁的記録に記録し、又は同項の申請書に記入しなければならない。

第二十条を削る。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第四号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

各 教 育 機 関

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程(平成四年秋田県教育委員会訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「までに、」の下に「電子情報処理組織(職員のサービスの管理に関する事務を処理するためのものに限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに所要の事項を記録する方法(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により、又は」を加え、同条第二項中「前項の育児休業承認請求書とともに」を「当該請求の際に」に改め、「(様式第二号)を」の下に「所属長を経て県教育委員会に」を加える。

第四条第一項中「所属長を経て」を削り、同条第二項中「届出は、」を「規定による届出は、電子情報処理組織を使用する方法により、又は」に、「により」を「所属長を経て県教育委員会に提出して」に改め、同条第三項中「第一項の」の下に「規定による」を加える。

第五条第一項中「昭和四十七年秋田県教育委員会訓令第五号」を「昭和四十七年秋田県教育委員会訓令甲第五号」に改め、同条第二項中「育児休業承認請求書又は養育状況変更届の提出」を「第二条第一項(第三条において準用する場合を含む。)の請求又は前条第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該請求又は届出が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十号

秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第百三十八号)第二十二條第一項の規定により口頭により開示請求をすることができる秋田県立公立学校教諭等採用候補者選考試験に係る個人情報について、口頭により開示請求をすることができる場所を次のとおり変更し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

口頭により開示請求をすることができる場所

変	更	前	変	更	後
幼児・養護教育課	義務教育課	高校教育課	義務教育課	高校教育課	特別支援教育課

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862 8766 FAX 863 0005
Email: matsubara@natsuharainatsu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社